

# 大学評価と大学図書館

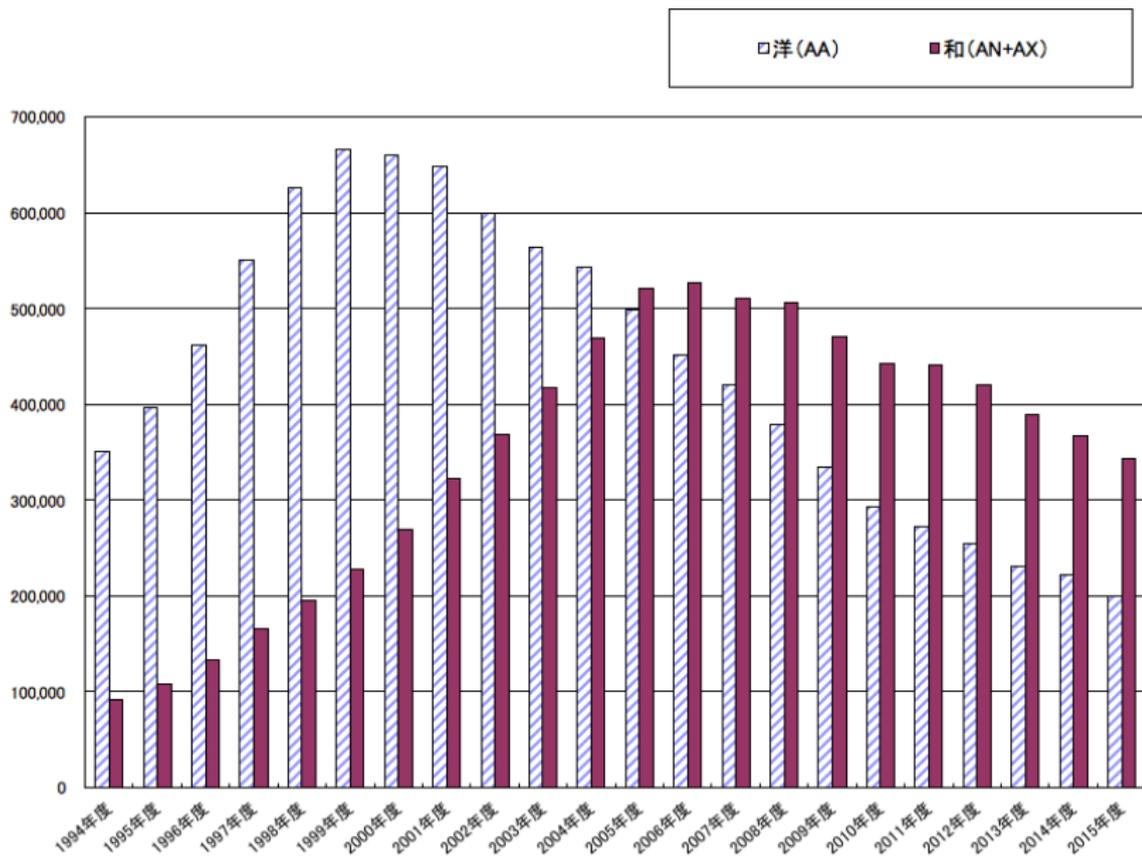
土屋俊

大学評価・学位授与機構

2016年7月11日

平成26年度大学図書館職員長期研修(筑波大学)にて

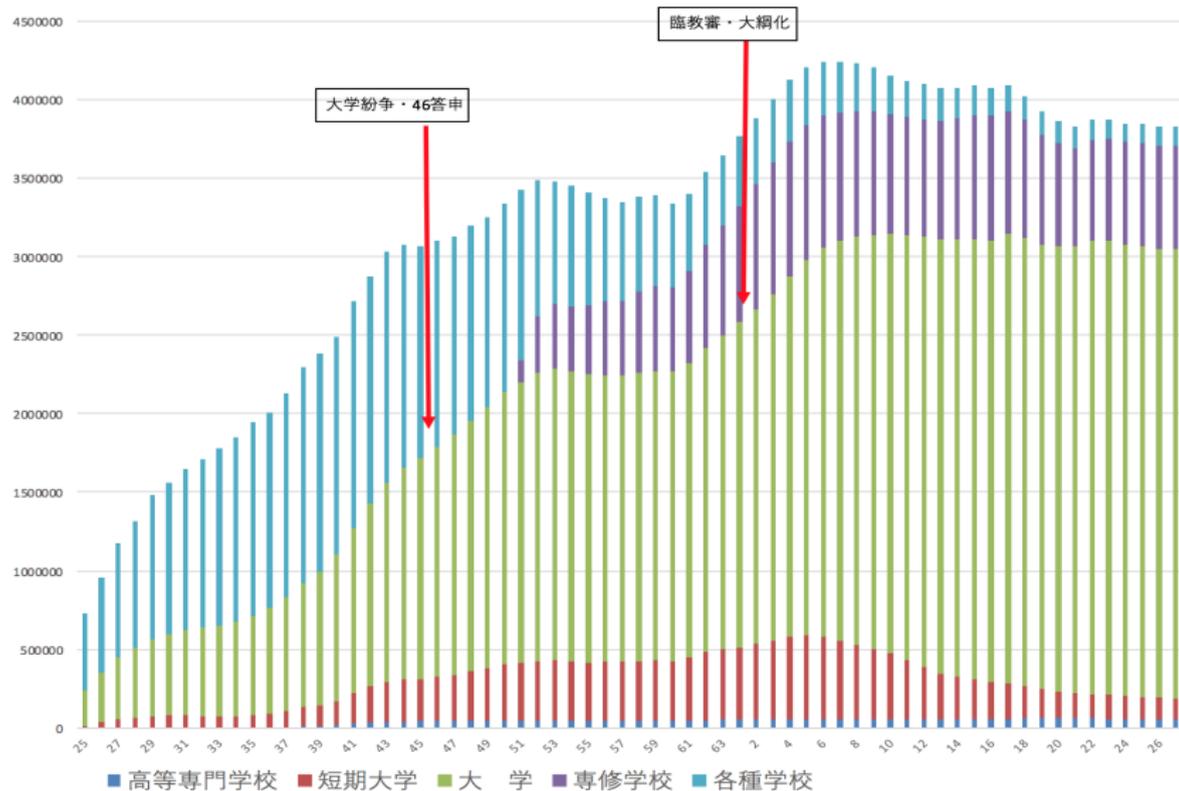
## NACSIS-ILL 1994 - 2015



# NACSIS-ILL とは何だったのか

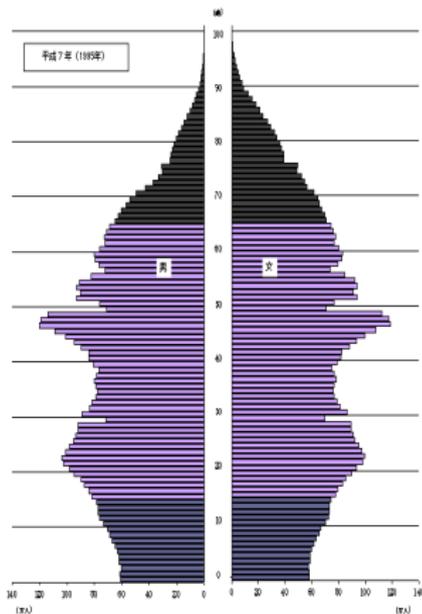
- 「NACSIS-ILL とは、図書館間で行われている相互貸借サービス（文献複写や資料現物の貸借の依頼及び受付）のメッセージのやりとりを電子化したシステムです。これまでの (!) 郵便による申し込みみに比べ、依頼メッセージが相手館にすぐ到着するため、資料が速く入手でき、利用者サービスの向上につながります。」(NII のウェブサイトから引用 (2016 年 7 月 8 日!))
- 基本的には、外国 (雑誌掲載) 文献の効率的な共有が目的
- 2000 年度ごろからその役割に変化 (洋雑誌複写減) が生じ、2004 年度に和洋が逆転し、
- 2014 年度には、洋は 1999 年の 1/3(20 万件強)、和ですら 2002 年の水準 (30 万件強) となり、総計ではほぼ創立時と同水準になっている。
- \* システムとしても (1990) 年代物である ⇒ どうしたらよいか ⇒ 検証とそれに基づく検討が必要なはずだけ

# 日本の高等教育は20年間同規模 (学生300万人)

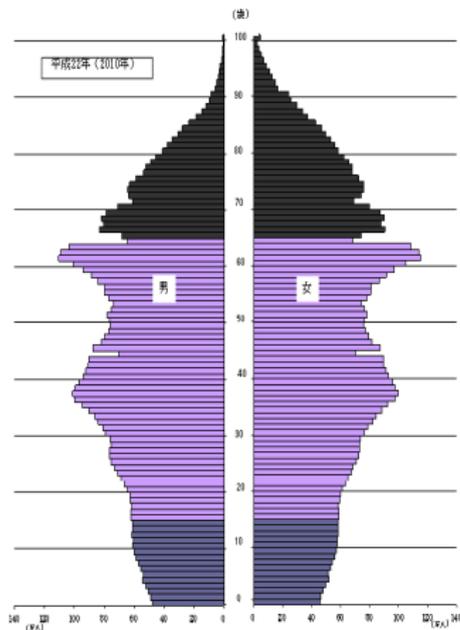


# 人口構成の変化

人口ピラミッド 平成7年 (1995年)

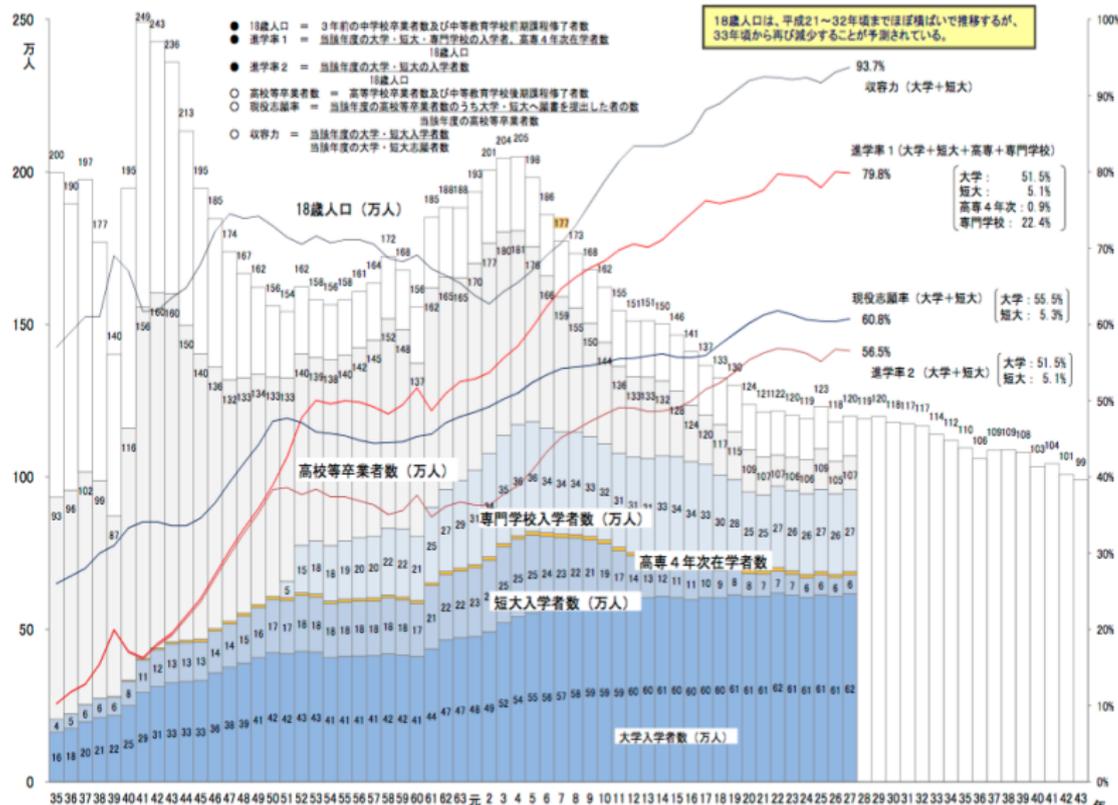


人口ピラミッド 平成22年 (2010年)



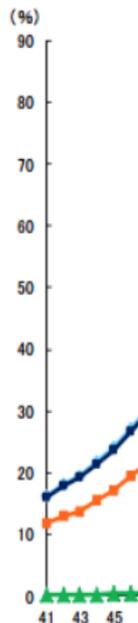
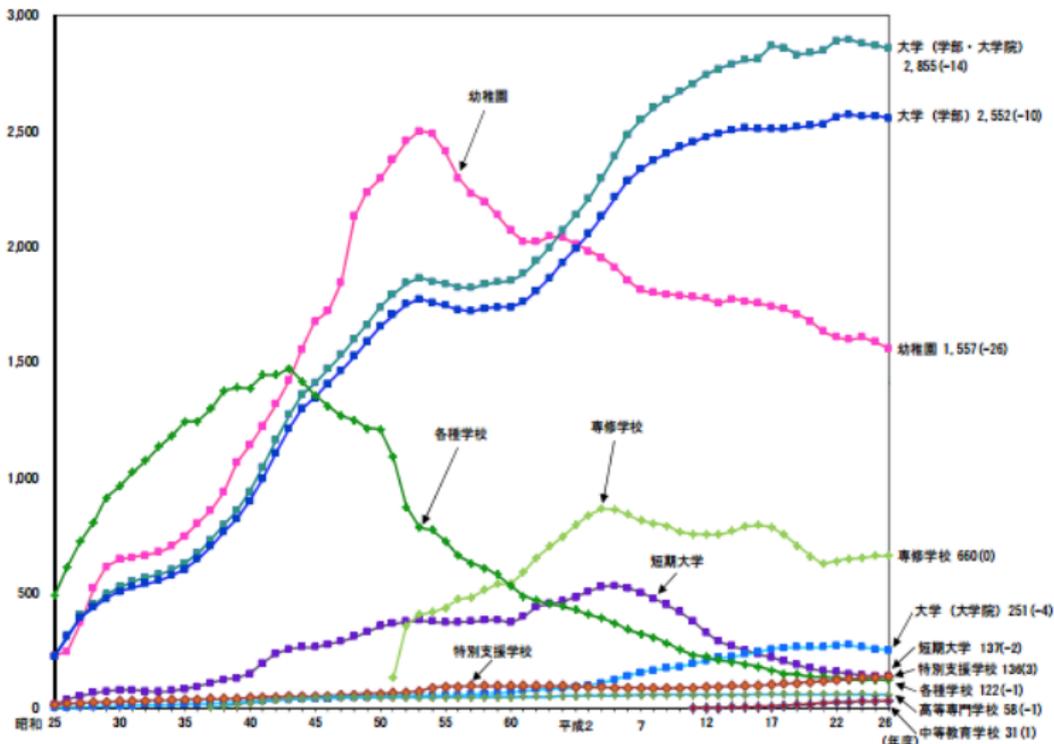
[http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/useful/u01\\_z24.htm](http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/useful/u01_z24.htm)

# よく見るグラフだと



出典 文部科学省「学校基本統計」、平成40年～43年度については国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中心・死亡中心)」を基に作成  
 ※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# ちなみに、過年度卒業生を含めた進学率(=就学率)は、



(注) 1 高

(注) 1 ( )内の数は、前年度からの増減値(単位:千人)である。

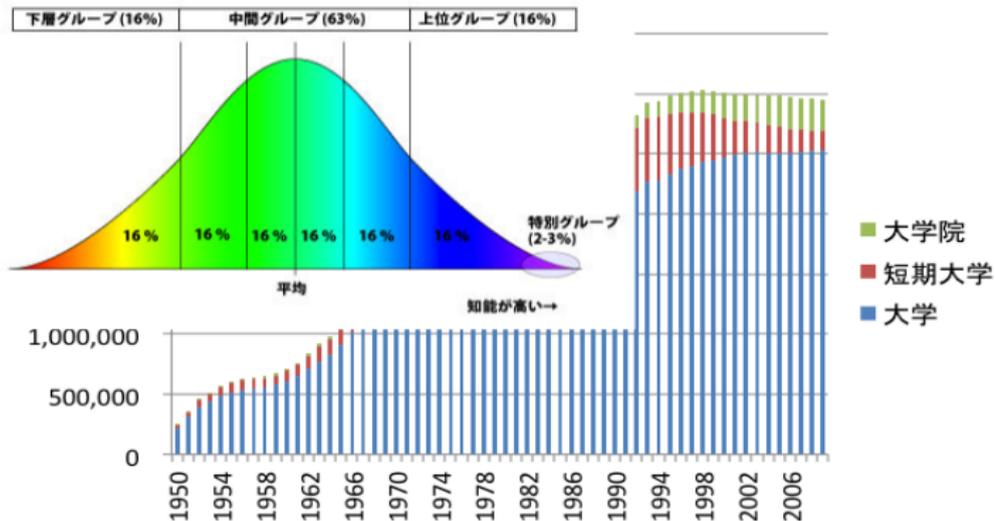
2 特別支援学校は、平成18年度以前は盲学校、聾学校及び養護学校の計である。

3 大学の在学者には、学部学生、大学院学生のほか、専攻科・別科の学生、科目等履修生等を含む。

2 大

# したがって、学力の低下は必然的

現在、進学率60%弱で、半数近くが推薦・OA入学



## 20世紀後半の2つのドグマ (先進国における)

- 「工場」(factory) モデル
  - (初中等教育に関する用語としては、19世紀末～20世紀初頭に成立した大量生産の) 工場における一斉授業・一斉検査をモデルとする「学校」教育
  - (高等教育に関する比喩的な用法としては) 入学者は「原材料」であり、卒業生は「製造物」であり、大学の機能は学生に付加価値をつけること
  - 効率的な学位授与が自己目的化する可能性 ⇒ 中等教育後 (post-secondary) ないし第三次 (tertiary) 教育の「質保証」(quality assurance) が必要
- 学生消費者主義 (student consumerism, David Riesman)
  - 学生は、(単位、学位によって測定される) 高等教育サービスという商品を (授業料、学習時間等で) 購入する消費者である (リースマンの議論はより能動性を求めるが) ⇒ 「教育 ⇔ 学習」は「交渉事」
  - ⇒ 当然、「顧客満足度」(授業アンケート?) で測定される質の (組織としての) 維持は必要

## 日本の大学を考えるいくつかの視点

- 学費を除けば他の先進国と共通の問題をもつ
- 300万人に4兆円を使う　納税者と授業料支払い者が stakeholder
  - [(国立大学運営費交付金+国立大学授業料) + (私立大学授業料+私立大学経常費・施設設備費補助) + (公立大学授業料+自治体支出) + (研究助成)]
  - 4~5兆円程度、基礎は一人100万円
- 8割近くが中等教育終了後も就学 ⇒ 「高等」というよりも、postsecondary/tertiary
- 研究資金はほとんどすべて公的資金
- 教育研究の「グローバル化」？ ただし、雇用市場の国際流動化と研究人材還流 (brain circulation) の国際化は間違いないらしい

# 社会の知識化

- 先進国における社会の知識化 ⇒ 不断・普段の学習
  - 知識の獲得、創造、流通、応用が経済社会の発展に直接つながる社会 (1960年代後半から諸説)
  - インターネット基盤社会の到来 (1993年以降+携帯・スマートフォン) によって実現の方向
  - そのような社会では、個人が知識を獲得、創造、流通、応用することが、その個人の利益、幸福に直接つながるはず ⇒ 高等教育へのアクセスへの需要と供給体制の強化
- 途上国における社会の知識化 ⇒ 「科学技術立国」
  - 国家発展のための人材の養成
  - 派遣・留学から自国内養成へ ⇒ 高等教育体制の「上から」の整備
- 「国境を越えた」(Cross-border, Transnational) な教育についてもこの背景を考慮すべき。とくに資格枠組みによる労働力の流動性の向上のためにも。

## 「評価」を求める社会的背景

- 象牙の塔: 19世紀以降社会から隔たった価値観と行動様式で特徴づけられる知識人の集団を揶揄する表現 (esotericism + (academic) elitism)
- しかしむしろ、学問の自律性の観点から「象牙の塔」であるべき (A)
- しかし、大学には「顧客」がいる。
  - 消費者本人 (= 商品) とそのスポンサー: 学習者・学生・卒業生とそのスポンサー
  - (卒業生の) 雇用者: 企業、公的団体、非営利団体
  - 知識の利用者: 各業界 (専門家)、政府、統治者
- しかし、大学が人間の集団である以上マネジメントは必要。象牙の塔は腐敗する。実際、きわめて不透明 規則、権威、排他 (教員選考) 等々
- 大学を外部から見て、「評価」することが必要 (B)
- (A) と (B) の相克

# 「大学評価」から質保証の国際的枠組みへ(1)

- イギリス: サッチャー改革以降 ⇒ universal access to HE ⇒ Students at the heart of the system (実は、借金させて授業料納付という制度へ(2012))
- アメリカ: 営利大学の勃興(学生の10%)、低い卒業率)、オバマの挑戦(雇用創出、世界トップへの復帰、卒業率をどうにかしろ!) ⇒ アクレディテーション団体へのプレッシャー⇒ 単位時間(Credit hour)と学習成果(としてのCompetency)とのせめぎあい + テクノロジーの活用(たとえば Southern New Hampshire University)
- ヨーロッパ:
  - ボローニャ・プロセスからヨーロッパ高等教育圏(EHEA)へ(2010年)  
⇒ European Standards and Guidelines(2015年改訂)
  - コペンハーゲン・プロセス(2002年):職業教育・訓練(VET)のEU域内協調 ⇒ 学術と職業教育の共通の流動性の基盤の創造

## 「大学評価」から質保証の国際的枠組みへ(2)

- ASEAN: ASEAN 域内の流動性の強化 (2015 統合目前)
  - ヨーロッパ・モデルによる高等教育の地域的振興政策 (UNESCO、SEAMEO-RIHED 等の (国際的) 高等教育振興、AQAN)
  - 旧宗主国からの「輸入」のさまざまな形態 (Branch campus, Franchise, Twinning, Validation, etc.)
- 日中韓: 別方向を向きつつ協力
  - “CAMPUS Asia” ⇒ 「モニタリング」
  - 東アジアへの影響力
- アジア・太平洋地域: 高等教育輸出国オーストラリア
- 国際的な枠組み調整 (National Qualifications Framework)
  - さらに、「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する条約」(2011年11月)
- 国際的アクレディターの跳梁跋扈 (ビジネススクール、工学教育等)
- グローバルな「ランキング」の勃興隆盛 (ARWU, THE, QS, Webometrics, etc.)

# テクノロジーによる大学教育の改革

- MOOC/MOOCs: Massive Open Online Course(s) ⇒ 2012 年に disruptive としてブーム化 (Coursera, UDACITY, edX, FutureLearn, ...) ⇒ 2015 年段階でブームは終結
  - 大量履修者、無料提供、インターネット活用、(映像だけでなく) 授業そのものの提供
  - 完遂率の低さ、ビジネスモデルの展望がたちにくい ⇒ 既存の大学システムとの共存?
  - 職業教育への「転身」
- Blended Learning/Flipped Classroom
- (州立系) 通信制遠隔教育のオンライン化 (UMUC, etc)
- For-profit(営利) 大学の勃興 (The University of Phoenix) と近年の退潮 (?)
- (図書館的には) **OER(Open Educational Resources)** との関係 OCW というよりは、たとえば、California State University System の MERLOT

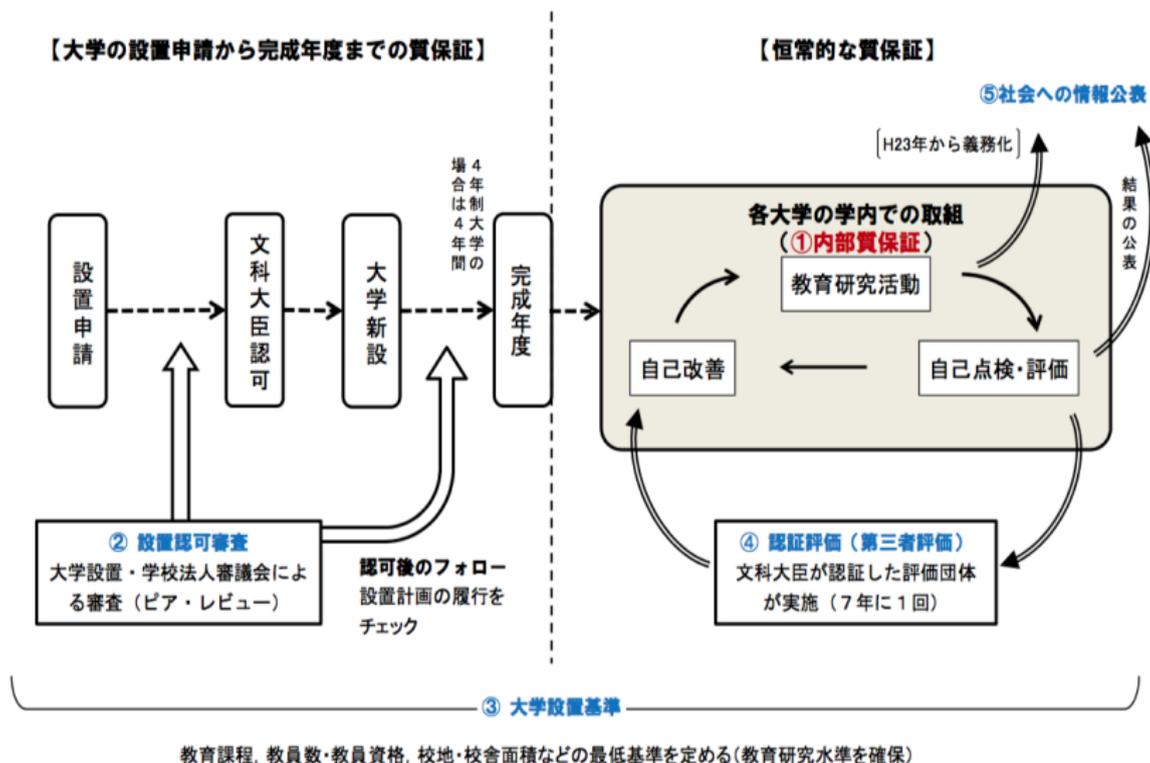
## さまざまな観点から「大学評価」が必要

- 大学教育と大学教育が生み出す人材の質の保証
  - ⇒ 大学機関別認証評価 (ただし、しきい (threshold) レベルの評価)
  - ⇒ ただし、「プログラム」の評価は日本では専門職大学院だけ
- 資源配分の客観的根拠の確立と検証
  - ⇒ 国立大学法人評価
    - 分野別 (?)(=「部局」別) の評価が行なわれている
- 社会的な説明責任の履行
  - ⇒ 教育情報公表の義務化 (学校教育法)
  - ⇒ 「大学ポートレート」⇒ 国公私共通の検索が可能に (2015年3月稼動)
  - ⇒ **機関リポジトリの位置づけ**
- 各大学の教育 (と経営) の基礎となる客観的認識 ⇒ 「内部質保証」
  - ⇒ IR(Institutional Research)
  - ⇒ 第三者評価は機関別であるが、質は分野ごとに異なる
- 国際的観点

## 背景：第二次世界大戦後日本の高等教育改革と大学評価

- CIE/教育刷新委員会/文部省 (占領期)
- 大学基準協会と「大学基準」(1950年代初頭)
- 大学設置基準(文部省令)とその実施 ⇒ 1956年制定 ⇒ 1980年代までを支配
- いわゆる中教審「46答申」(「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」)(1967年諮問、71年答申)。私学助成 [▶ 進学率](#)
- 総理府(当時)に設置された臨時教育審議会(1985年 - 1987年)
- 1990年代以降、大学審議会等
  - 設置基準大綱化を含む設置基準改正で「自己評価」が登場(1991年)
  - ⇒ 学校教育法へ(2002年、2004年施行)、同時に第三者評価(=「認証評価」)
  - 大学院重点化(1991年から2000年)
  - 「留学生10万人計画」(1983年から。2003年に達成)
  - 国立大学法人化(2004年)

## 現在の日本における質保証の考え方: 設置認可と認証評価の二段構え



## まぎらわしい用語たち

- 大学機関別認証評価
- 専門職大学院認証評価
- 国立大学法人評価
- 分野別評価
- プログラム別評価
- 自己点検・評価； 外部評価； 第三者評価
- 「大学ランキング」

## 認証評価 (Certified Accreditation and Evaluation)

- 「教育研究等 (=教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備 (同条第 1 項) の総合的な状況について) (学校教育法第 109 条第 2 項) 「7 年以内」(政令) ごとに評価を受ける ⇒ 教育 (学習) の質の保証 (同条)
- 認証された評価機関による評価 (=認証評価)
  - 大学基準協会 JUAA(財団法人、会員制)
  - 日本高等教育評価機構 JIHEE(財団法人、会員制)
  - 大学評価・学位授与機構 NIAD-UE(独立行政法人) 2016 年 4 月名称変更「大学改革支援・学位授与機構」(NIAD-QE)
- 大学からの求めにより、大学評価基準に従って行う (法 109 条第 4 項)
- 評価結果の扱い、評価を受けなかったときの罰則の規定はない
- 2004/5 年から 2010/11 年までに (原則として) 全大学第 1 サイクル終了
  - 大学教育の運営、質の向上には貢献 (シラバス、授業時間、「単位」、「ポリシー」等)

# 認証評価の基本的考え方

- 目的
  - 各大学について日本の大学としての基本的条件を見たしている (質保証、quality assurance)
  - 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善、向上を図る (質向上、quality enhancement)
  - 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける (社会的説明責任、social accountability)
- したがって、
  - 自ら定めた理念・目的・教育目標 (個性) を尊重
  - 法令遵守はチェックするが総合的に判断
  - (大学コミュニティによる) 評価基準の共有とピアレビューの重視
  - 国際的に通用する評価、国際的に通用する大学システム
- 評価結果の表現は (機関によって) さまざま。「基準を満たしている」「適格」「不適合」「保留」等々

## 基準 (大学評価・学位授与機構の場合)

基準 1 大学の目的

基準 2 教育研究組織

基準 3 教員及び教育支援者

基準 4 学生の受入

基準 5 教育内容及び方法 (学士課程, 大学院課程 (専門職学位課程を含む))

基準 6 学習成果

基準 7 施設・設備及び学生支援 (← 図書館はもっばらここ)

基準 8 教育の内部質保証システム ⇒ これがむずかしい

基準 9 財務基盤及び管理運営

基準 10 教育情報等の公表

## 手順 (大学評価・学位授与機構の場合)

- 評価機関の選択
- 自己評価書作成研修
- 自己評価書作成・提出 図書館の位置づけは微妙
- 自己評価書にもとづく評価原案の作成 (評価チーム)
- 追加資料の要請
- 質問項目 (書面、訪問調査時) の確定
- 訪問調査 (2 日間) まず確実に図書館を訪問
- 評価報告書 (案) の作成・送付
- (もしあれば) 意見申し立て
- 意見申し立ての審査
- 評価報告書の確定・通知・公表
- 評価チームは、学長 (経験者) クラスの主査と分野ごと、高等教育の専門家の委員数名 (つまり、「ピア」) からなる

# 10年たった認証評価:教育機関としての大学

- 3つの「方針」の策定と公表
  - 大学基準協会の対象校では第1サイクル終了段階で半数以上の大学で策定・公表され、計画・実行・点検・改善サイクルが機能するようになっていた
- 主体的学習を可能にする制度、環境の整備
  - シラバスの整備の急速な進展
  - 学習時間の測定と点検
  - CAP 制度
  - GPA 制度
  - 成績評価における達成度概念の導入
  - 授業アンケートの常態化
  - ファカルティ・ディベロメント (FD) の普及
- 人材育成に対する社会から要請の反映、社会との連携の強化
- 学生支援の充実 (独自奨学金制度、きめ細かい相談、補習、生活環境、社会人学生への対応、「ポートフォリオ」の導入)

# 10年たった認証評価: 「教育」から「学習」へ

- In loco parentis からの離脱。実は微妙
  - 教育機関における家父長主義 (paternalism)
  - 大学生は子供か? 自立した消費者か?
- 「学生中心主義」「学生参加 (participation) 主義」「学生関与 (engagement) 主義」への移行?
  - ある種の地域では、「学生組合」(Student union) を通じて伝統的なものとなっている
  - 日本では、「学生自治会」は1960年末段階で「無力化」されていた
  - 「学生参画型FD」という試み ⇒ 毎年全国大会に500人が集まる
  - 「アクティブ・ラーニング」の推進、普及は、学生の「主体性」「能動的関与」をより多く求めることになっている

## 平成 27 年度 (28 年 3 月) の関連省令改正

- 学校教育法施行規則 165 条の 2 第 1 項の 2⇒ 「3 つのポリシ-」策定の義務化 (平成 29 年 4 月 1 日施行)
- 学校教育法施行規則第 172 条の 2⇒ ポリシ-公表の義務化 (平成 29 年 4 月 1 日施行)
- 大学設置基準第 42 条の 3、大学院設置基準第 43 条 ⇒ 職員の能力向上への取り組み (SD) の義務化 (平成 29 年 4 月 1 日施行)
- 学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 (「細目省令」)⇒ 内部質保証の重視、ポリシ-の点検、重点的評価事項等 (平成 30 年 4 月 1 日施行)

## その他の「大学評価」(1)

- 専門職大学院
  - 法科大学院、ビジネススクール、教職、ファッション、等々
  - 国際的評価機関も存在するので、国による保証の意味は複雑
  - 機関別ではなく、「プログラム」の評価 ⇒ 内容に立ち入る
  - **ここでは、図書館が単独項目となることが多い**
- プログラム評価 (多くの場合、職能に関連する)
  - 「大学院」ではないが、薬学 (JABPE)、医学 (JACME) 等の分野における同業者評価が立ち上がりつつある (すでに、工学分野では JABEE がある)
- 大学評価・学位授与機構の選択評価
  - 研究の状況
  - 地域貢献の状況
  - 教育の国際化の状況

## その他の「大学評価」(2)

- 政策評価としての国立大学法人評価
  - (独立行政法人評価に準じて) 文部科学省国立大学法人評価委員会が実施し、つぎの中期目標達成のための予算措置に反映させる
  - 大学評価・学位授与機構が大学等の教育研究活動等の状況について評価
  - 「研究」の評価はもっぱらこちらが行なっている ⇒ **ビブリオメトリクスデータの活用へ**
  - 評価結果は点数化され、運営費交付金の配分に(わずかに)影響を与えた(第1期、平成23年度)しかし、昨今の文部科学省の政策では、運営費交付金各年配分のための「指標(KPI)化」が求められている。
  - 第1期では、暫定評価と確定評価を実施(第2期(2016年実施)は暫定評価はしない ⇒ 第3期では「暫定」をする
- 「ワールドランキング」(ジャーナリズム等)
  - 消費者保護、透明性、“reputation survey” 利用、ビブリオメトリクス利用

# 大学評価における大学図書館

- ひとことで言えば、**相手にされていない**。⇒ 直接的「ポイントゲッター」ではない
  - 収入で評価できない
  - 「成果」は測定できない
  - かるうじて、蔵書数？ 入館者数？ 貸出冊数？
- 一般に、インフラ系は直接の評価の対象になりにくい
- つまり、検討すべきことは、
  - どう位置づけられているか
  - 学習支援（「**教育支援**」とはもう言わない）における役割（研究との関係はあまり問わない）
  - 図書館からの貢献のあり方

## 図書館の位置づけ

- 附属施設としての位置づけ
  - 教育組織ではないので、認証評価では「さらっと」扱われる。出てくるデータも蔵書数、開館時間などなので、普通は誰も気にしない。(法人評価では相手にもされない)
  - せいぜい、自習の場としての機能(でもこれは結局開館時間のこと)
  - しかし、2014年くらいから「ラーニング・コモンズ」が「優れた点」として取り上げられるようになってきている
- 情報関連施設としての位置づけ
  - しかし、ICT環境整備は、「センター」の仕事と認識されている
  - 機関リポジトリはあまり見えない
  - (ラーニング・コモンズはどうやってアピールするべきかわからない ⇒ 去年のスライドでこう書いた)
  - 機関リポジトリは「教育情報公表」とあまり結びつけて考えられていない

## 教育のための附属施設としての図書館

- 大学の施設の一部としての位置付け（「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」。今は大学設置基準第36条、第38条）
- その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが多い
- しかも、基準の解説を見るといまだに建物、保存庫としての図書館 ⇒ 「蔵書数」、「面積」
- すぐ「司書」と呼んでしまう元教員の評価委員
- 図書館が変わりつつあることを、図書館側から主張しないと変わらない。基準は同業者による基準なのだから

## 大学設置基準第36条

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

## 大学設置基準第38条

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

# 大学における学習支援の基盤としての図書館

- 単位と勉強時間
  - 45 時間の学修内容の修得に対して 1 単位
  - 授業は 15 時間。したがって、30 時間の自習が必要?
  - 週 40 時間とすると、600 時間。これを 45 時間で割ると、、、
  - 現実と乖離? でも、アメリカでも同じ考え方だとすれば、、(DOE は、2012 年に法制化した)しかし、アメリカでも「学習成果」への注目 (*Spellings Report*(2006)⇒ “College Portrait” ⇒ “College Scoreboard”)
- 自習環境としての図書館
  - 整備は必要だが、自己評価に盛り込みにくい
  - しかし、学習成果 (learning outcomes) への関心のシフト
  - しかし、「教えられたことが身についている」+「社会的な生活における効用」(≈ 卒業 X 年後の収入)

## 大学設置基準第21条

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

## 政策面の動向

学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。一方、教育を担当する教員の側には、学生の主体的な学修の確立のために、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめの細かい支援などが求められる。(p.10)

このような観点から、本審議会は、学生の主体的な学びを確立し、学士課程教育の質を飛躍的に充実させる諸方策の始点として、学生の十分な質を伴った主体的な学修時間の実質的増加・確保が必要であると考えた。(p.11)

(『大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』(答申)平成24年8月28日 中央教育審議会)

## 最近の動向(教育ICT化)

- 2012年はMOOC元年
  - Massively Open Online Course が実現しつつある?
- 「教室授業」と「事前・事後学習」との相対的関係の逆転 => Flipped Classroom => 学習の本体は教室の外で
  - 従来の授業内容は教室の外で、onlineで
  - 教室では、グループ学習 => 教員の役割の変化 => いわゆる「教育支援者」の役割の重要性
  - しかし、教室はグループ学習に向く環境か? => 図書館のほうがよい? (discoveryとcontentの提供)

## 教育情報公表の義務化

- 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。(学校教育法 113 条)
- 実際にはあまり公表されなかったので、私立大学については、公表の程度を私学助成に反映 (2011 年から)
- さらに、大学分科会提言を受けて、学校教育法施行規則の改訂 (第 172 条の 2. 2011 年 4 月施行)
- 2015 年春から、『大学ポータル』運用

## 図書館の役割

- 図書館自体の評価への取り組み
  - (外部評価にとりこまれず) 形骸化した自己評価から改善を志向する自己評価へ
  - データの収集だけでなく、分析も (自己評価書の図書館部分の記述は「弛緩」している)
  - どういう「施設」であるかの自己了解の変更を (研究 ⇒ 学習)
  - 社会貢献は、図書館の一般市民利用でかならず参照されるが、あまりインパクトはない。貸出、カタログ共有化 (しかし、所詮補完的) ⇒ おそらく自己満足
- 大学評価への貢献 (自大学について)
  - 研究評価における (および、それに基づく戦略立案について) ビブリオメトリクス手法の活用 (Impact Factor, SciVal/InCite, ORCID, DOI(JaLC)、..、 (しかし、図書館には売りに来ない) **URA との競合、協力、のっとり**)
  - **学習の質向上への貢献の可視化 (図書館こそが学習の場!)**
  - **機関リポジトリは教育情報の公表の観点から位置づけ**

## まとめ: 大学評価と大学図書館

- いずれにせよ、評価と質保証の時代であることは確実
- したがって、主体的取り組みをすべき
- 具体的には、
  - 学習の場として再構築し、その貢献を結果として示す
    - スペース (資料の保存閲覧の静寂から共同学習空間の喧騒へ)
    - 学習支援人材としての図書館員
    - コンテンツ (Discovery を含む)
    - 学習経験の追跡、捕捉、評価 (教員への働きかけ)
  - URA を乗っ取る ⇒ 研究評価業務に「加担」し、かつ、大学の研究戦略への積極的貢献 (データがビブリオメトリクスであるので図書館員向きなはず)
- 基準をみずから提案し、可能なかぎり指標化を行ない、外部性を担保することが必要